

青色申告のおすすめ

1. おすすめの理由

- (1) 白色申告…前々年の所得が 300 万円をこえる場合には、収入及び費用に関する事項を帳簿に記録し、かつ、保存が必要だが、税金の優遇がない。
- (2) 青色申告…現金出納帳などに記録し、かつ、保存をすることにより税金の優遇がある。

2. 青色申告にするには… → 税務署に「青色申告承認申請書」を提出

- (1) 原則…青色申告をしようとする年の 3 月 15 日までに提出
- (2) その年 1 月 16 日以降に新たに事業を行う者…開業の日から 2 月以内に提出

3. 青色申告の特典

- (1) 青色申告特別控除
 - ①原則…所得金額から 10 万円
 - ②複式簿記により記帳を行う者…所得金額から 65 万円
- (2) 青色事業専従者給与の必要経費算入
 - ①白色申告…配偶者 ; 86 万円, その他 ; 50 万円

②青色申告…その事業に専ら従事している親族について支払額（届出書に記載した金額）を必要経費に算入。

※「青色事業専従者給与に関する届出書」は、その年3月15日（その年1月16日以降に新たに事業を開始又は新たに従事しようとするときは、その開始等の日から2月以内）までに提出する必要がある。

（3）純損失の繰越と繰戻し還付

①純損失の繰越…翌年以降3年間損失額を繰越して控除できる。

②純損失の繰戻し還付…前年と本年と青色申告書を提出している場合には、損失額を前年の所得から控除して計算金額と前年の所得税額との差額の還付を受けることができる。